

令和2年9月10日農業委員会議事録

- 1 開会日時及び場所 令和2年9月10日 午後3時10分
第一委員会室
- 2 閉会日時 令和2年9月10日 午後3時37分
- 3 委員氏名

(1) 出席者

西 茂太郎	中野 喬輔	渡 孝志	矢野 博昭
安武 泰正	篠崎 正信	安武 昇	宮本 重和
青谷 富彦	木村 一壽	長崎 隆児	原 月江
高原多恵子	阿部 茂典	渋田 健一	渡 健一郎
安武 正一	青柳 茂	井上 英二	

(2) 欠席者

澁田 正明

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	瀧本 佳規
係	松尾翔太郎
係	中田 学
係	大渡貴美子

5 会議に付した事項

- 議案第1号 農地法第3条(委員会)
- 議案第2号 農地法第5条(知事)
- 議案第3号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)
- 報告第1号 農地改良届の受理について
- 報告第2号 利用権の終了(農用地利用集積計画)

午後3時10分開会

○事務局長(XXXXXXXXXX 君) 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、令和2年第9回古賀市農業委員会定例総会を開会させていただきます。

定例総会を開会をさせていただく前に、本日の出席委員の確認をさせていただきます。

本日、[]委員より欠席の連絡を頂いておりますことから、本日の出席委員数は19名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定より、過半数の要件を満たしておりますことから、定例総会は成立していることをまず御報告を申し上げます。

続きまして、議長の指名でございます。古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただきますことから、以降、議事進行は、[]会長、よろしくお願い申し上げます。

○議長（[]君） こんにちは。大変暑い中、連日いつも御苦勞さまでございます。また、今年は、本当農業職で一番おかしな年と言えればおかしいですが、6月、7月の長雨、それで8月のこの猛暑、なおかつ新型コロナウイルス蔓延による病気の大変なこと、それに今度は台風が1週間続けて大型台風が2個、こんな年は、近年ありません。皆様方、それにめげず農業に頑張ってもらっていますので、大変ありがたく思っています。

今後まだだいぶ暑い日が続くと思いますので、体に十分気をつけてもらって農業に励んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、ただいまから令和2年第9回古賀市農業委員会定例総会を開催いたします。

では、議事に入らせていただきます。

.....

○議長（[]君） 本日の議事録署名人は、原委員さんと高原委員さんでお願いいたします。

.....

○議長（[]君） では、日程1、議案第1号農地法第3条、申請番号9—16、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（[]君） それでは、議案第1号農地法3条の許可申請、番号9—16について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地を売買によって所有権を移転し、農地として使用していくものです。譲受人の年齢は67歳で、古賀市及び福津市において農業をされている方です。農業従事年数は12年と伺っております。

現在の農業経営状況といたしましては、古賀市の薦野地区において水稻を、福津市において露地野菜の生産をされておられます。所有する機械としましては、トラクターを3台、田植え機等を所有されているとのことでした。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の2ページ目をお願いいたします。

今回の申請地は、庄にございまして、古賀市浄水場の西側に位置する丸囲み内の斜線部6筆、合計面積2,950平米となっております。

今後の申請地における営農計画としましては、申請地には、現在バラのハウスがありますので、しばらくバラの生産をされますが、その後、パイナップル、マンゴーなどの南国フルーツの生産に転換していくとのこととです。

また、バラハウスの対面に現在使われていないハウスがありますが、そちらについては解体し、露地野菜の生産をされるとのこととです。

最後に下限面積の説明をいたします。

申請人の現在の耕作面積は4,277平米で、今回の申請地の2,890平米を合計しますと7,167平米となり、50ha要件を満たしております。

あわせて、地元農業委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理したものです。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。——ないですかね。

農地法の第3条の売買ということで、まず問題ないと思いますので、採決を採りたいと思いますが、よろございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第1号農地法第3条許可申請、申請番号9—16を賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、農地法第5条の許可申請、申請番号9—16、事務局、説明、お願いいたします。

○係（ 君） 申請番号9—16の説明に入ります前に、 会長は関係者になりますので、御退席のほうをお願いいたします。

〔 会長 退席〕

○係（ 君） 議事進行につきましては、 副会長のほうにお願いしたいと思います
が、よろしいでしょうか。

○議長（ 君） はい。

〔議案朗読〕

○係（ 君） それでは、議案第2号農地法5条の許可申請、番号9—16について説明
いたします。

申請人、申請地につきましては、記載のとおりです。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請で、売買により所有権を移転し、集合住宅として転用を行うという内容となっております。

まず、位置図の説明をいたします。議案書の4ページ目をお願いいたします。

申請地は、谷山にございまして、谷山区公民館の南東に位置する丸囲み内の着色部1筆となっております。

次に、農地区分の説明をいたします。

申請地は、周囲を宅地に囲まれており、農地の広がりについては10ha未満であることから、二種農地であると判断しております。

次に、計画について説明いたします。5ページ目をお願いいたします。

こちらにつきましては、現況図となっております。申請地の現況としましては、2枚の田に分かれており、北側の水路より取水を行い、南側の市道の側溝へ排水を行っております。

次、6ページ目をお願いいたします。

こちらは計画図となっております。本計画では2階建ての建物を2棟建築することとしておりまして、南側の建築物のほうに6戸、北側の建築物に4戸入居できることとなっており、全体では10戸の集合住宅となっております。

敷地内の駐車場につきましては、アスファルト舗装をすることとしておりまして、乗り入れにつきましては、申請地の南西に進入路を設けまして、南側の市道より乗り入れを行うこととしております。

周囲への被害防除としましては、申請地の周囲にコンクリートブロックを設置し、土留めとすることとしております。

次に、雨水雑排水について説明いたします。

雨水につきましては、敷地の西側と南側に新設の側溝を設けまして、集水桝を經由して市道側溝へ排水することとしております。

汚水雑排水につきましては、前面道路に公共下水が来ていることから、こちらに接続することとしております。

次に、切土・盛土について説明いたします。

計画図の右側と下側に断面図がそれぞれついておりますが、敷地の西側の建築の基礎となる部分について、最大59cmの盛土を行うこととしております。

最後に、地元水利承諾書について説明いたします。

地元からは、地元開発委員会の規約を遵守すること、計画に変更が生じた場合は再度開発委員会にかけることなどを条件として、承諾者の提出がっております。あわせまして、近隣の区域委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理したものです。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（██████君） ただいま事務局の説明が終わりました。質問や意見があれば、███委員。

○委員（4番 █████君） 近隣の農業委員ということで、谷山の開発委員会のほうから要請がありまして、内容的には谷山の開発委員会と協議をされた結果をまとめて、周辺の住宅についても承諾を受けていることを確認しましたので、近隣の農業委員会として印鑑を押しております。以上です。

○議長（██████君） ありがとうございます。ほかに何かありませんか。——ないようでしたら、採決を採らせていただいていいですか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（██████君） それでは、農地法第5条、申請番号9—16につきまして、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（██████君） 全員賛成。ありがとうございました。

〔███会長 着席〕

○議長（██████君） 継続します。

.....
○議長（██████君） では、日程2、議案第2号農地法第5条の許可申請、申請番号9—17、事務局、説明、お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（██████君） それでは、議案第2号農地法5条の許可申請、番号9—17について説明いたします。

申請人、申請地につきましては、記載のとおりです。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請で、売買により所有権を移転し、個人用住宅として転用するという内容となっております。

まず、位置図について説明いたします。議案書の7ページ目をお願いいたします。

申請地は、米多比にございまして、小野小学校の西に位置する丸囲み内の斜線部1筆となっております。

次に、農地区分の説明をいたします。

申請地につきましては、北側、東側については宅地による分断、南側、西側については山林原野による他地目による分断があり、農地の広がりには10ha未満であることから、二種農地であると判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。議案書の8ページをお願いいたします。

こちらにつきましては現況図となっております。今回の申請地は、地目が原野である西側の土地1684-1と、地目が畑となっている東側の農地1685-3にまたがりまして、個人用住宅を建設する計画となっております。申請地の南側につきましては、里道と農業用水路がございます。

次に、9ページをお願いいたします。

本申請につきましては、東側に住宅を建設することとしておりまして、西側に駐車場を設け、西側の市道に車両の乗り入れを行うこととしております。駐車場につきましては、砂利舗装を施すこととしております。

周囲への被害防除としましては、南側の里道との境には、土留め用のコンクリートブロックを設置することとしております。

次に、雨水雑排水について説明いたします。

雨水につきましては、建物の南側に雨水枡を設置し、前面道路側溝に接続し、排水することとしております。

汚水雑排水につきましては、前面道路に公共下水が来ていることから、こちらに接続することとしております。

次に、切土・盛土について説明いたします。

西側の市道から乗り入れを行うことから、また雨水を市道側に流すため、西側にかけて最大50cmの切土を行うこととしております。

最後に、地元水利承諾書について説明いたします。

地元からは、南側の里道との境に土留めコンクリートブロックを設置すること、米多比自治会に加入すること、開発に際し、市から指導があれば従うことなどを条件としまして、令和2年8月22日付の承諾書の提出がっております。あわせまして、区域委員さんからの署名捺印を頂いていることから事務局で受理したものです。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。はい、どうぞ。

○委員（19番 君） 今回の開発に当たりましては、まず8月の11日と8月の19日に、両日、地元の開発委員会を行っております。

この排水につきましては、小野小学校のグラウンドの北側の米多比川を取水口として、医王寺池までのこの水路が、開発地の南側の隣接に走っておりまして、当該水路に即して里道もございます。

この水路は、ため池の水を取水する上で重要な農業水路でございまして、その水路の管理上、

除草や溝さらい等を行わなければ、ため池の取水が滞るということになります。

また、この里道については、竹や草が繁茂しており、農区で行っている水路の管理が年々難しくなってきたということから、市におきまして、里道のコンクリート打設をしていただくよう、農区長との連名で要望をしております。

一方、宅地化に伴い、開発者が里道と市有地との境界を明確にさせていただく必要があるということから、里道との境界線にブロックを設置することで承諾を得ております。

以上でございます。

○議長（君） ありがとうございます。ほかに何かありましたら。——ほかにはないですかね。

ちょっと事務局に聞きたいんですけど、これ、先ほど地権者の話の内容で、水路と里道のコンクリートをするのは、その辺は、もう市のほうは許可を出したんですか。

○係（君） 今のところ、市のほうでは舗装するという方向で動いております。

○議長（君） ほかに何かないかですね。はい、どうぞ。

○委員（5番 君） 里道が、幅が1m50しかないということですが、管理上、セットバックさせなくてもいいですか。

○議長（君） はい、事務局。

○委員（5番 君） 当初、セットバックというふうな話もあったんですけども、その敷地自体が非常に狭いというか、幅が狭いところでしたので、これを縮めてしまうと家が入れないということでした、今回についてはセットバックは行わないということになっております。

○委員（19番 君） 米多比のほうからも、最初はセットバックの話が出たんです。これ、設計の測量の関係の業者も立会いの下で、セットバックすると、どうしても家が建たないというような状況が判明しましたので、それでもうそれはやむを得ないだろうということにしてもらいました。

○議長（君） 何かほかはないですかね。——なければ採決を採りたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（君） では、議案第2号農地法第5条許可申請の申請番号9-17に対して、賛成されます方は挙手をお願いします。農業委員の方。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（君） では、続きまして、日程3、議案第3号基盤強化法第19条（農用地利

用集積計画の公告)、申請番号9-49から9-52番に続く説明、事務局、説明をお願いいたします。

○係(君) 議案第3号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

今回、新規で4件の利用権設定の申出がっております。

また、 委員、 委員が関係者になりますことから、一時退席をお願いいたします。

(委員、 委員 退席)

[議案朗読]

○係(君) それでは、御説明いたします。

10ページ、申請番号9-49、所在、薬王寺久保田、登記簿地目、現況地目、田の筆が1筆、面積4,747平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年10月1日から令和7年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号9-50、所在、薬王寺前田、登記簿地目、現況地目、共に田の筆が3筆、合計面積2,837平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年10月1日から令和7年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、11ページ、申請番号9-51、所在、薬王寺荒尾、登記簿地目、現況地目、共に田の筆が2筆、合計面積5,926平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年10月1日から令和7年6月15日までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号9-52、所在、薦野上原及び大井手、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が1筆、登記簿地目、現況地目、共に田の筆が1筆、合計面積2,539平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年9月11日から令和2年12月末までの貸し借りとなっております。

以上、新規の利用権設定について、全て区域委員の署名捺印を頂いておりますことから申請受理しております。御審議のほど、お願いいたします。

○議長(君) 何かないですかね。はい、どうぞ。

○委員(6番 君) 今の説明で9-52、貸付けが令和2年9月11日から令和2年12月31日まで、約3か月ぐらい。3か月。

○係(君) この借受人についてですが、ほかにも借り受けているところもあるそうで、そこも毎年更新ということで、1年更新ということでされているようで、今回も今年末までということで、1年更新としたいということで、今回は3か月というふうにしているとのことでした。その後、更新しますという話ではありましたが。

- 委員（6番 [] 君） 12月までに出すということ。
- 係（ [] 君） はい。
- 委員（6番 [] 君） 書類を。
- 係（ [] 君） そう伺ってはおります。
- 委員（6番 [] 君） 以上です。はい。
- 議長（ [] 君） はい、どうぞ。
- 委員（10番 [] 君） 9—51の備考欄で水田裏作、これは何でしょう。
- 係（ [] 君） 新規で10月から翌年の6月15日までの貸し借りの分は、水田裏作ということで、ちょっと別の書式の申請書で受け付けております。（発言する者あり）
- 委員（10番 [] 君） いや、何か裏作で耕作されているということかな。
- 議長（ [] 君） はい、事務局。水田裏作について。
- 係長（ [] 君） 水田裏作、主に小野南部地区のところ、こういう形でやられているところが多いんですけども、表で米を作られて、裏で麦という形のところが非常に多くございます。

表は、表作ですね。お米のほうは、所有者であつたり別の方がされて、裏作は裏作で麦を別の方が作られるというパターンもございますし、通年で同じ方が米を作って麦を作るという利用権設定のやり方もありますので、それぞれの土地によって利用権設定のやり方が違うということもございます。

以上であります。

- 議長（ [] 君） ようございますか。
- 委員（10番 [] 君） はい。よろしいです。
- 議長（ [] 君） はい、どうぞ。
- 委員（10番 [] 君） それについてもう一点、参考までにお尋ねしたいんですが、始まる始期ですね、それから終わり、終期、これは主にそれぞれ農業者で決められておりますが、何らかの都合でこれを終期を早めたり、そういうときなどのときは、ここの登録のあれをサインして、変更できるとやったろうかね。どのぐらいやったかね。何か例えば亡くなるとか、何かいろいろな事情で終期を変えるとか、そういった場合はどのようにされるのですか。
- 議長（ [] 君） はい、事務局。
- 係（ [] 君） 基本的には、毎年12月末までということで案内はしているんですが、当然御事情があつて、それ以外の日付がいいということであれば、それで申請を受付もいたしますし、また、12月末までということで当初は利用権設定をしていたんですけど、途中で早めたいとかがあれば、もう一回やるという届出をしていただければ、それで申請許可を、許可とい

いますか、農業委員会に報告をいたしますので、そういった処理になっております。

○委員（10番 [] 君） 分かりました。

○議長（ [] 君） ようございますか。何かほか、どうぞ。

○事務局長（ [] 君） 議案第3号の説明の中で、最後に「区域委員」の署名捺印というふうに申し上げたところでございますが、「区域委員並びに近隣の区域委員」の誤りでございます。訂正を申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（ [] 君） ほかに何かないですか。——なければ、採決を採りたいと思いますが、よろございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ [] 君） では、議案第3号基盤強化法第19条に関して、申請番号9—49から9—52まで、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手10/10名〕

○議長（ [] 君） 全員賛成。ありがとうございます。

〔 [] 委員、 [] 委員 着席〕

○議長（ [] 君） 以上で議案の審議を終了します。

午後3時37分閉会